



熊本県公報

号外 第 2 5 号

平成 25 年 7 月 4 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○選挙長の事務を行う場所	(選挙管理委員会)	1
○選挙分会長の事務を行う場所	(〃)	1
○選挙長及び選挙長職務代理者	(〃)	1
○選挙分会長及び選挙分会長職務代理者	(〃)	2
○投票用紙の様式	(〃)	2
○ポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日の決定	(〃)	4
○選挙分会の場所及び日時 (比例代表)	(〃)	4
○選挙会の場所及び日時 (選挙区)	(〃)	4
○選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額	(〃)	5
○投票所内の名称等の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時 (比例代表)	(〃)	5
○政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時	(〃)	5
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時 (選挙区)	(〃)	6
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時 (比例代表)	(〃)	6
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時 (選挙区)	(参議院熊本県選出議員通常選挙選挙長)	6
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時 (比例代表)	(参議院比例代表選出議員通常選挙熊本県選挙分会長)	6

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 2 0 号

平成 2 5 年 7 月 2 8 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙に係る選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 2 5 年 7 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室 (熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁本館 3 階)
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、熊本県庁本館地下大会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第 2 1 号

平成 2 5 年 7 月 2 8 日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員通常選挙に係る選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 2 5 年 7 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会室 (熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁本館 3 階)

熊本県選挙管理委員会告示第 2 2 号

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 7 5 条第 3 項の規定に基づき、平成 2 5 年 7 月 2 8 日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 2 5 年 7 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	松 永 榮 治	熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 新 大 江 1 - 3 - 1
選 挙 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き そ の 職 務 を 代 理 す る 者	角 田 岩 男	熊 本 県 熊 本 市 南 区 御 幸 木 部 2 - 1 0 - 5

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 3 号

公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 7 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 2 5 年 7 月 2 8 日 に 任 期 満 了 す る こ と に 伴 い 執 行 す る 参 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 通 常 選 挙 に お け る 熊 本 県 選 挙 分 会 長 及 び 選 挙 分 会 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き 、 そ の 職 務 を 代 理 す べ き 者 を 次 の と お り 選 任 す る 。

平 成 2 5 年 7 月 4 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 松 永 榮 治

区 分	氏 名	住 所
選 挙 分 会 長	内 村 公 春	熊 本 県 熊 本 市 東 区 山 ノ 内 4 - 1 - 3 0
選 挙 分 会 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き そ の 職 務 を 代 理 す る 者	世 良 喜 久 子	熊 本 県 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 公 園 2 5 - 4 6

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 4 号

公 職 選 挙 法 施 行 規 則 (昭 和 2 5 年 総 理 府 令 第 1 3 号) 第 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 2 5 年 7 月 2 8 日 に 任 期 満 了 す る こ と に 伴 い 執 行 す る 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 に 用 い る 投 票 用 紙 の 様 式 を 次 の と お り 定 め る 。

平 成 2 5 年 7 月 4 日

熊 本 県 選 挙 管 理 委 員 会

委員長 松 永 榮 治

1 選挙区選出議員選挙

こうほしやしめい 候補者氏名	<p>第二十三回参議院 選挙区選出議員通常選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>熊本県選挙管理委員会之印</p>
-------------------	--

- 備 考
- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、薄い黄色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

2 比例代表選出議員選挙

候補者氏名
また
又は
政 党
の政治団
体の名 称
若し
くは略 称

第二十三回参議院 比例代表選出議員通常選挙投票

熊本県選
挙管理委
員会之印

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名 称又は略 称を、欄内に一つ書くこともできること。

- 備 考
- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、白色とする。
 - 3 文字は、赤色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県庁本館401会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 2 日 時 平成25年7月24日 午前10時

熊本県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基

つき平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本県庁本館401会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 2 日 時 平成25年7月24日 午前10時30分

熊本県選挙管理委員会告示第28号

平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に就く者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上におし手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給するこのとが得る報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上におし手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給するこのとが得る報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食事料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円以内
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ1のイ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円以内
 - ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円以内

熊本県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示をする場合の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月4日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第30号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月4日 午後6時30分

熊本県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月5日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月8日 午後5時

参議院熊本県選出議員通常選挙選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

参議院熊本県選出議員通常選挙
選挙長 松 永 榮 治

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月18日 午後6時

参議院比例代表選出議員通常選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定に基づき平成25年7月21日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成25年7月4日

参議院比例代表選出議員通常選挙
熊本県選挙分会長 内 村 公 春

- 1 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成25年7月18日 午後6時20分